

(7) 希少種の監視

地域における生態系保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。

【活動のねらい】

農村地域には、多くの種類の希少種の生育・生息が知られています。これらの生物の乱獲等を監視し、地域の生態系を保全します。

【活動の内容】

(1) 農村地域にみられる希少種

下表は「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」(<http://www.maff.go.jp/nouson/keikaku/tebiki.htm>)、「里地・田んぼではじめる自然回復～取り組みを進めるためのヒント～」(<http://www.maff.go.jp/nouson/sigen/sizenkaihuku/kaihuku.htm>)等に掲載された種を例示しています。

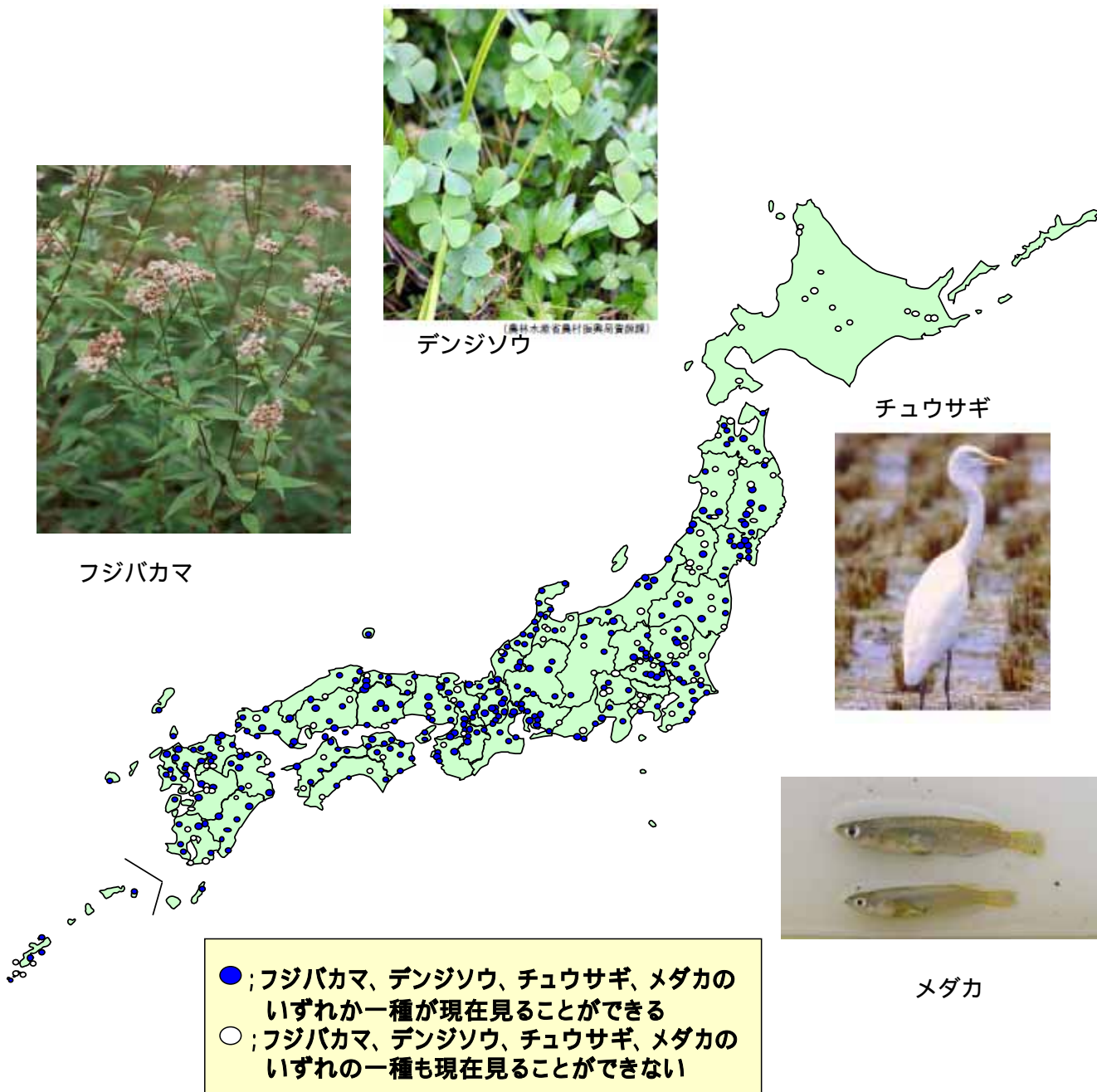
農村地域の希少種(例)

鳥類	チュウサギ、マガン、チュウヒ
爬虫類、両生類	ホクリクサンショウウオ、ナゴヤダルマガエル、トウキョウサンショウウオ
魚類	ヒナモロコ、ウシモツゴ、ニッポンバラタナゴ、スイゲンゼニタナゴ*、ミヤコタナゴ*、シナイモツゴ、ゼニタナゴ、ギバチ、スナヤツメ、カワバタモロコ、ホトケドジョウ、メダカ、アユモドキ
貝類	カワネジガイ、マルタニシ、モノアラガイ、マツカサガイ、カラスガイ
昆虫類	ベッコウトンボ*、ハッチョウトンボ、オオムラサキ、タガメ、ゲンゴロウ、
植物	オニバス、ミクリ、フジバカマ、デンジソウ、アギナシ、カキツバタ、キキョウ

* 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」対象種で、捕獲には環境大臣の許可が必要です。調査の場合も含みます。

全国約 400 地区に対する聞き取り調査で、見分けやすい 4 種類の希少種の生育・生息の有無を確認した結果、全体の約 75%の地区で最低 1 種類は生育・生息が見られるとの回答がありました(次頁)。

写真の4種のうち1種以上希少種がいると回答があった地区



こういった希少種は、餌となる生物がいなくなったり、外来生物との競争に負けてしまうこと等により減少するほかに、盗掘、密漁、乱獲等、人の影響を受ける場合があります。このため、日頃の水路等の管理の他に、こういった希少種を守る活動は非常に大切なことと考えられます。

(2) 希少種の監視の考え方

希少種と一口に言っても、「文化財保護法」によって指定されている天然記念物や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の対象となっている種のように、法的に採取や調査まで規制されているものと、環境省や都道府県が希少な動植物のリストをまとめたレッドデータブック（環境省からは、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物」と題して発刊されています。 http://www.biodic.go.jp/rdb/rdb_f.html）等に掲載され保護すべき種とされているものの法的には規制されていないものに分かれます。また、ある地域では、普通に見られる種でも、別の地域では希少種になっており、都道府県や市町村の条例で採取が規制されている生物もあります。

上記のように、種によって、地域によって、希少種の希少性の程度に違いがありますが、このような希少な生き物を監視することの重要性は、基本的には変わりません。日頃の農業生産活動や施設の管理活動とあわせ、希少種を監視することは、重要な活動と考えられます。

【希少種の監視】

～活動例1～

・活動対象

ため池（貯水量 4,000m³、満水面積 1,400m²）

・活動内容

ため池の改修工事のため、池の水を抜いたところ、1,000 個体近いカラスガイを発見し、10 月に仮設池へ移植し保護しました。

また、翌年 6 月に一部をため池へ戻しました（359 個体をため池に、270 個体を公園に移しました）。周辺には、カタクリ等の希少植物も自生しているため、併せて監視しています。今後は、2 年に 1 回程度の水抜きの際にカラスガイの状況を調査する方針です。

・活動時期

10 月にカラスガイを移植、6 月に戻しました。

・参加者

約 60 人（カラスガイ移植時）



改修前のため池の様子

～活動例 2～

・活動対象

農用地 (207ha)

・活動内容

天然記念物のオオヒシクイが飛来する関東唯一の地域であり、地域をあげて保護運動に取り組んでいます。写真のような監視小屋を作り、監視しています。

・活動内容

10月下旬～3月

・参加者

年間 100 日、2 人 / 回 (NPO) 一回あたり 8 時間



オオヒシクイ監視小屋